

新 京都大学フランス語学フランス文学研究会会則

第1章 総則

〔第1条〕 本会は京都大学フランス語学フランス文学研究会 (Société des études de langue et littérature françaises de l'Université de Kyoto) と称する。

〔第2条〕 本会はフランス語学フランス文学研究に携わるものの情報交換及び討議の場をつくり、会員の研究の進展に寄与することを目的とする。

第2章 事業

〔第3条〕 前条の目的のために次の事業を行う。

1. 総会 (毎年一回、運営に関する審議を行う。) の開催。
2. 大会、研究発表会、講演会の開催。
3. 会誌 (『仏文研究』) の発行、会誌発行は毎年一回以上とする。

第3章 組織および運営

〔第4条〕 会員は次の種類よりなる。

1. 正会員。
 - i) 京都大学でフランス語学フランス文学を研究・指導する教官および元教官。
 - ii) 京都大学文学部ならびに総合人間学部でフランス語学フランス文学を研究した卒業生。
 - iii) 京都大学大学院文学研究科ならびに人間・環境学研究科でフランス語学フランス文学を研究する在籍者および同卒業生。
 - iv) 運営委員会が特に認めた者。

2. 学生会員。

- i) 京都大学文学部ならびに総合人間学部でフランス語学フランス文学を研究する学生および聴講生。
- ii) 運営委員会が特に認めた者。

3. 賛助会員。

本会の趣旨に賛同し、相当の援助行為を行う個人または法人。

〔第5条〕 会員の権利および義務。

1. 正会員および学生会員は総会に出席し、審議を行う権利と義務を有する。
2. 正会員および学生会員は第2章第3条第2項に定める各種会合に参加し発表する資格と、会誌 (『仏文研究』) の配布を受ける権利を有する。
3. 正会員は会誌 (『仏文研究』) に執筆する資格を有する。
4. 賛助会員は第2章第3条第1および第2項に定める各種会合に参加することができる。
5. 賛助会員は会誌 (『仏文研究』) の配布を受けることができる。

〔第6条〕 本会に次の役員を置き、以下の会務を行う。

1. 運営委員長。運営委員長は、会の事務を統括し、本会を代表する。
2. 幹事 (若干名)。幹事は運営委員長を必要に応じて補佐する。
3. 運営委員 (若干名)。運営委員は運営委員会を構成し、庶務・会計および会誌 (『仏文研究』) の発行を行う。

〔第7条〕 総会。定期総会は運営委員会が召集する。運営委員会は必要に応じて臨時総会を召集することができる。

第4章 会費および会計

- [第8条] 本会の会費は年度会費および寄付金などによる。
- [第9条] 正会員、学生会員および賛助会員は、所定の年度会費を支払わねばならない。
- [第10条] 年度会費は施行細則に定める。
- [第11条] 会計事務に関しては、運営委員会が総会において報告する。

第5章 会則および施行細則の改訂

- [第12条] 会則および施行細則の改訂は正会員の十名以上の賛成を得て提出された動機に基づき総会で審議し、出席した正会員の三分の二以上の賛成を得なければならない。

新 京都大学フランス語学フランス文学研究会施行細則

1. 事務所の所在

京都大学文学部フランス語学フランス文学研究室内
(住所) 〒606-8501 京都市左京区吉田本町
電話 075-753-2829

2. 会費

- (1) 年度会費は正会員 3000 円、学生会員 2000 円とする。
- (2) 3 年以上の会費未納者は退会したものと見なすことがある。

3. 入会

入会希望者は初年度会費の納入をもって入会を認められる。

4. 会員資格の変更

学生会員がその資格を失い正会員への資格の変更を望む場合は、1 年以内にその手続きを取らねばならない。手続きは口頭による申告と正会員の年度会費の納入のみでよい。

5. 事業年度

本会の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

6. 役員の選出方法

- (1) 幹事。幹事は運営委員会が推薦し、総会で承認する。任期は三年とする。ただし、重任を妨げない。
- (2) 運営委員。
 - ① 総会において、正会員中、京都大学大学院文学研究科ならびに人間・環境学研究科でフランス語学フランス文学を研究する大学院生より、翌年度運営委員長を選出し、運営委員長は、同大学院生より、副委員長および運営委員を任命する。
 - ② 運営委員長が年度内にその任を辞した場合、副委員長がその職を代行する。

7. 会誌の発行

- (1) 編集の権限は運営委員会に帰するものとする。
- (2) 発行費用は、各年度の予算に応じて研究会が一部負担するが、不足分については執筆者が執筆枚数に応じて負担する。

8. 細則の実施

この施行細則は1995年5月20日より有効とする。